

労務 ROAD

■年休（年次有給休暇）の取得率 58.3%で過去最高

厚生労働省から公表されている令和 4 年「就労条件総合調査」の結果によると、令和 3 年の年休の取得率が **58.3%**（前年調査 56.6%）となっており、過去最高の水準でした。

年休の取得状況【令和 3 年(又は令和 2 会計年度)】

～令和 4 年「就労条件総合調査」より～

- ・労働者 1 人平均付与日数は **17.6 日**（前年調査 17.9 日）
- ・そのうち、平均取得日数は **10.3 日**（同 10.1 日）
- ・平均取得率は **58.3%**（同 56.6%）〔昭和 59 年以降過去最高〕

その他の項目も含め、令和 4 年「就労条件総合調査」はこちらからご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/22/dl/gaikyou.pdf>



■年休の「計画的付与制度」について

上記の通り、令和 3 年の年休の取得率は **58.3%**と過去最高となったものの、依然として政府が目標とする **70%**とは大きな乖離があります。

そこで今回は、年休の取得促進に役立つとともに、労働基準法を遵守する観点からも有効とされる年休の「計画的付与制度」についてご紹介します。

年休の「計画的付与制度」とは・・・

- ・年休の付与日数のうち **5 日**を除いた残りの日数について、労使協定を締結する等により、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。

1) 導入のメリット

事業主

労務管理がしやすく
計画的な業務運営が
できます。

労働者

ためらいを感じずに
年次有給休暇を取得
できます。

2) 日数（付与日数から 5 日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。）

【例①】年次有給休暇の付与日数が 10 日の労働者

5 日	5 日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

【例②】年次有給休暇の付与日数が 20 日の労働者

15 日	5 日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた日数から 5 日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 企業や事業場の実態に応じた方法での活用

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

【厚生労働省より】

- 年休の「計画的付与制度」を導入する場合には、就業規則による規定と、労使協定の締結が必要になります。
- 導入をご検討の際には、弊社担当までぜひご相談下さい。

VOL.830
(2212-2)



〒541-0054
大阪市中央区南本町
2-6-12
サンマリオンタワー16F
TEL:06-6224-0264
FAX:06-6224-0265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集：平原・姚・茅原・石田

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6224-0480 まで！

ネット印刷はおろか家庭用プリンターさえ一般的でない時代、師走の風物詩と言えば『プリントゴッコでの年賀状作り』でした。

今振り返れば、印刷面を乾かすため部屋のあちこちに年賀状を並べていたなんてシュールですね。

(プリントゴッコは 2008 年に販売終了しています。)

(出川)

12 月労務スケジュール

- ・年末調整
- ・賞与支払届の提出（賞与支払日から 5 日以内）